

9 町会・自治会への補助・支援など

① 練馬区の補助・支援など

♣ 自治活動推進協力費

町会・自治会が実施する自治活動などに対して、区が支援をするものです。

① 補助金額

町会・自治会の加入世帯により算出した基礎割(ア)と世帯割(イ)を合算した総額が補助上限額となります。

ア 基礎割

世帯数	基礎割額
~500世帯	15,000円
501~1,000世帯	20,000円
1,001~1,500世帯	25,000円
1,501~2,000世帯	30,000円
2,001~2,500世帯	35,000円
2,501~3,000世帯	40,000円
3,001~3,500世帯	45,000円
3,501~4,000世帯	50,000円
4,001~4,500世帯	55,000円
4,501~5,000世帯	60,000円
5,001世帯~	65,000円

イ 世帯割 1世帯につき120円

② 対象事業

ア 対象となる事業(例)

防災訓練、夜警、町会主催の祭り、総会、清掃活動、敬老祝い会に係る経費など

イ 対象とならない事業(例)

募金、分担金、慶弔金、祝い金、飲食代(会議用の飲料は対象)など



③ 申請時期

・例年6月上旬に必要書類を発送します。

・提出期間:例年7月上旬



窓口

地域振興課 地域コミュニティ支援係 電話番号:5984-1039(直通)



♣ 揭示板の建替などに対する補助金

町会・自治会が所有する掲示板で、経年劣化などの理由により修繕または建替えが必要な場合、あるいは新規に掲示板を設置する場合に、区がその経費の一部を助成します。

① 補助内容

区分	補助率	補助上限額			
		新規・建替え		修繕・移設	保護板後付け
		保護板付き	保護板なし		
町会掲示板	1/2	80,000円	50,000円	20,000円 <small>(修繕を伴う移設は40,000円)</small>	40,000円
		100,000円			

※協力掲示板については、別冊4ページを参照してください。

② 申請方法 工事を実施する前に個別にお問い合わせください。

③ 申請時期 隨時



地域振興課 地域コミュニティ支援係 電話番号:5984-1039(直通)

♣ 町会・自治会会館の建設などに対する補助金

町会・自治会会館の建設などにかかる経費※1の一部を助成します。

① 補助内容

区分	補助率	補助上限額※2
新築、建替えまたは購入	1/2	1,000万円
増築、改修または修繕		500万円



※1 備品(エアコン、机、椅子など)の購入や倉庫の設置などは補助対象外です。

※2 過去10年間に町会・自治会会館の建設などに対する補助金の交付を受けている場合、補助上限額から過去に補助金の交付を受けた合計額を差し引いた金額を申請できます。

② 申請時期

- 毎年6月頃に区が実施するアンケート調査(自治活動推進協力費の申請などのご案内に同封)にて、翌年度の会館の修繕、改修に関する工事内容や予定時期をご回答ください。
- 急を要する修繕、改修については下記までご相談ください。



地域振興課 地域コミュニティ支援係 電話番号:5984-1039(直通)



9 町会・自治会への補助・支援など

♣ 町会・自治会活動保険事業

区では、町会・自治会を対象に、町会活動に参加する役員・会員および活動への参加者に対する保険に一括加入しています。

① 保険の対象となる主な活動

回覧板や配布物の搬送、掲示板へのポスター掲示の活動、お祭りなどのイベント運営、地域清掃、防災訓練など

② 保険適用外となる主な事案

飲酒をして発生したもの、スポーツ大会などの活動、害虫駆除、地震、噴火、台風等自然災害に起因するもの、他に補償制度などが準備されているものなど

③ 補償内容

ア 活動中に他人に怪我や損害を与えた場合

- ・身体賠償：限度額1名につき6,000万円（上限1事故2億円）
- ・財物賠償：限度額1事故につき1,000万円（上限1事故1,000万円）

イ 活動中に自分が怪我をした場合

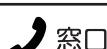
- ・死亡・後遺障害：12万円～300万円
- ・入院：1日につき3,000円
- ・通院：1日につき2,000円

※入院・通院ともに事故発生より180日以内 通院上限90日



④ 手続き

事故が発生した場合は、下記までご連絡ください。ケガや事故発生時の状況についてお伺いします。保険適用の対象と認められた場合、書類の申請などをお願ひします。



窓口 地域振興課 地域コミュニティ支援係 電話番号:5984-1039(直通)

♣ 掲示板へのポスター掲示委託

「公設掲示板」の管理や月2回のポスター掲示については、地域の町会・自治会に委託しています。また、町会・自治会所有で区に登録されている「協力掲示板」についても、ポスター掲示を委託しています。委託料は、いずれも1基について年間30,000円です。



窓口 地域振興課 地域コミュニティ支援係 電話番号:5984-1039(直通)



♣ 防犯カメラに対する補助金

地域における防犯対策の向上を目的とする活動を支援し、安全で安心なまちづくりに寄与することを目的として、防犯カメラ設置および維持管理費(電気料金、共架料金、保守点検費、修繕費、移設に係る経費)に関する補助制度があります。

① 補助対象

ア 防犯カメラ設置

原則、公道を写すものに限られます。



イ 維持管理費

上記アで設置した防犯カメラの維持管理費に限られます。

※補助率および補助上限額などについては、下記窓口までお問合せください。

② 申請時期

ア 防犯カメラ設置 ⇒ 例年6月上旬～中旬

※事前に、警察署へ相談する必要や、防犯カメラ業者との調整などに時間がかかる場合があります。期間に余裕を持って申請するようお願いします。

イ 維持管理費 ⇒ 例年2月上旬以降



窓口 危機管理課 安全安心係 電話番号:5984-1027(直通)

♣ 集団回収報奨金

集団回収とは、町会・自治会・マンション管理組合などで、回収日や回収場所、回収品目を決めて、家庭から出る資源を持ち寄り、回収業者に引き渡す回収方法です。

区では、集団回収を実施した場合に報奨金を支払うなど、支援を行っています。

① 回収品目

古紙(新聞・雑誌・ダンボール・紙パック)や古着・古布、缶(アルミ・スチール)などが対象品目です。

※回収業者との契約によって内容が異なります。

② 報奨金の内容

集団回収を実施した場合、区から回収量1キログラムあたり6円の報奨金を支払います。また、区内登録業者と契約して資源回収を行った場合、回収量の1割分の加算金がつきます。



窓口 練馬区資源循環センター 電話番号:3995-6711(直通)



9 町会・自治会への補助・支援など

♣ 加入案内用物品の貸出しなど

各種イベント等において、町会・自治会が加入促進に向けた取り組みを実施する場合に、下記のとおり加入案内用の物品の貸し出しありおよびグッズの提供を行います。

※貸出物品、提供物品には、数に限りがあります。また、年度により内容が異なる場合があります。

① 貸出物品(令和2年3月現在)

- ア はつぴ(2種類)
- イ のぼり(2種類)
- ウ パネル(3種類)

② 提供物品(令和2年3月現在)

- ア クリアファイル
- イ ぬりえ
- ウ 加入案内チラシ(2種)
- エ 加入案内リーフレット
- オ ポスター



加入案内チラシ



加入案内リーフレット



練馬区町会連合会事務局(地域振興課 地域コミュニティ支援係) 電話番号:5984-1039(直通)

♣ ホームページ情報発信等支援

各町会・自治会の取り組みを、ホームページなどで情報発信できるよう支援します。

① 町会・自治会情報掲載(練馬区立区民協働交流センターホームページ内)

各町会・自治会の基礎的な情報や季節ごとのお知らせなど、各町会・自治会が簡単に随時更新できます。

② 各町会・自治会の独自ホームページ開設支援

町会・自治会が独自にホームページを立ち上げる際の、ホームページの構築や初期の運営支援を行います。



西大泉連合町会



栄町町会



協働推進課 協働推進担当係 電話番号:5984-1247(直通)



♣ 区民防災組織への助成金

区民防災組織とは、練馬区在住・在勤者が地域内の災害予防および二次災害の防止、復興などを図るため、その地域内の区民(主に町会・自治会・管理組合等)を母体として、自発的に設立し運営するものです。区では、区民防災組織に対し、活動計画に応じて年あたり15,000円～50,000円を助成金として交付します。

① 申請時期 例年4～9月頃

 窓口	区民防災課 区民防災第一係(練馬消防署管内) 電話番号:5984-2601(直通) // 区民防災第二係(石神井消防署管内) 電話番号:5984-2605(直通) // 区民防災第三係(光が丘消防署管内) 電話番号:5984-4504(直通)
--	---

♣ パトロール団体登録

区では、パトロール活動を実施している町会・自治会などを支援するため、「パトロール団体登録制度」を設けています。登録した場合、パトロール用品の支給、安全・安心パトロールカーの貸し出しなどの各種支援が受けられます。

 窓口	危機管理課 安全安心係 電話番号:5984-1027(直通)
--	--------------------------------

♣ 清掃用具の提供

① 環境美化推進地区

地域の環境美化を推進するため、積極的に環境美化活動に取り組んでいる町会・自治会などの地域を「環境美化推進地区」に指定しています。指定された町会・自治会に対して清掃用具などを提供しています。

※指定にあたっては要件があります。

② 環境美化活動団体

環境美化推進地区的活動には該当しないものの、一定の要件を満たす団体を「環境美化活動団体」として登録し、登録した団体に対して清掃用具を提供しています。

 窓口	環境課 まち美化推進係 電話番号:5984-4709(直通)
--	--------------------------------



9 町会・自治会への補助・支援など

② 東京都の補助・支援など

♣ 地域の底力発展事業助成

町会・自治会が行う地域の課題を解決するための取組を推進し、「地域力」の向上を図る事業に対して、東京都が助成を行うものです。

助成金額は、申請区分により異なります。



① 対象事業

ア 申請できる事業の例

町会が主催する盆踊り、防災訓練、お祭り、交流イベントなど

イ 申請できない事業の例

宗教的な祭礼、東京都外で実施する事業、物品購入や施設整備のみを目的とした事業など

② 申請時期等

・助成事業の募集は、年4回実施します。1団体当たり年度内に1回のみ申請することができます。

事業の実施時期に合わせて申請してください(募集時期・期間は年度によって異なります。)。

・例年2月頃に練馬区より次年度のガイドラインを郵送しますので、ご確認ください。



東京都 生活文化局 都民生活部 地域活動推進課 電話番号:5388-3166

※まずは、練馬区 地域振興課 地域コミュニティ支援係(5984-1039(直通))にご相談ください。

♣ 地域の課題解決プロボノプロジェクト

企業の社員などの業務経験やスキルを活かしたボランティア活動「プロボノ」の仕組みを取り入れた支援を行います。

※プロボノとは、ラテン語の「公共善のために」(Pro Bono Publico)に由来する言葉

① プロボノチームによる支援の例

・情報発信系：Facebook活用、ホームページ作成などの支援

・ニーズ調査系：地域住民のニーズを把握するためのアンケート調査などの実施支援

② 募集時期

例年4月頃に入門講座(支援を受けるためには出席必須となっています)のご案内を発送します。



東京都 生活文化局 都民生活部 地域活動推進課 電話番号:5388-3166

※まずは、練馬区 地域振興課 地域コミュニティ支援係(5984-1039(直通))にご相談ください。



③ 自治総合センターの補助

◆ 一般コミュニティ助成事業

町会・自治会においてコミュニティ活動の推進を図るために、直接必要な備品などの整備をする事業に対する助成制度です。

なお、この助成金は、申請した年度の翌年度に実施する事業が対象となります。

※自治総合センターでは、全国の市区町村からの申請を取りまとめて、審査を行い、助成金の採択の可否を決定します。申請しても必ず採択されるわけではありません。

① 助成金額と申請主体

	申請主体	助成金額
単独	町会、自治会	100万円～250万円 ※10万円未満切捨後、10割助成
併合	練馬区 単独では100万円に達しない申請が複数ある場合、他の町会・自治会と併合して申請します。	例) 総事業費175万円の場合、助成金170万円、自己負担5万円

② 対象となる備品

申請できる備品の例

町会・自治会所有の神輿・山車、印刷機、パソコン、机、イス、イベント用テントなど

※神社所有の神輿、防災備品、工事により取り付けるもの、建築物などは、対象となりません。

③ 申請時期

- 例年6月頃に、練馬区が助成事業の説明会を行います。
- 申請の締め切りは例年8月末の予定です。



コミュニティ助成事業の参考スケジュール

時期	内容
6月頃	説明会(練馬区が開催)
8月末	各町会・自治会から申請書の締め切り
9月末	練馬区から各町会・自治会の申請書を自治総合センター(東京都を経由)へ取りまとめのうえ提出
3月末	自治総合センター(東京都を経由)から助成金の採択の可否決定通知を受領(練馬区)
4月以降	<ul style="list-style-type: none"> 練馬区から各町会・自治会へ助成金の採択の可否決定通知の送付 採択された町会(または自治会)が申請した備品を購入(または修繕) 備品の購入(または修繕)費用を練馬区へ請求 練馬区から町会・自治会への助成金の支払い



一般財団法人自治総合センター

※まずは、練馬区 地域振興課 地域コミュニティ支援係(5984-1039(直通))にご相談ください。



9 町会・自治会への補助・支援など

♣ コミュニティセンター助成事業

コミュニティ推進のために必要な集会施設(町会会館・自治会会館)の新築などに対して助成を行うものです。

なお、この助成金は、申請した年度の翌年度に実施する事業が対象となります。

※自治総合センターが事業の採択の可否を決定します。申請しても必ず採択されるわけではありません。



① 助成金額と対象団体

対象団体	助成金額
認可地縁団体（法人化している町会・自治会） ⇒46 ページ参照 ※認可地縁団体名義での建物保存登記が必要です。	対象となる事業費の5分の3以内 限度額1,500万円(10万円単位) ※土地の取得・造成、既存施設の購入・解体処理、外構工事経費などは対象外です。



一般財団法人自治総合センター

※まずは練馬区 地域振興課 地域コミュニティ支援係(5984-1039(直通))にご相談ください。

～“活動の見える化”への取り組み～



町会・自治会に加入していない方に具体的な活動のイメージを持ってもらったり、会員に行事をお知らせしたりするために、会報やホームページなどを活用する方法があります。

① 町会報・自治会報

会員向けに、今後の行事のお知らせや実施した行事の結果、防犯情報など注意喚起が必要なことをお知らせすることによって、あまり町会活動に参加していない方にも活動内容や会費をどのように使っているかを伝えることができます。

また、転入者に加入の呼びかけをする際にも、町会活動を説明するのに役立ちます。



南大泉1丁目町会



② ホームページ

若い世代は、まずインターネットで情報を検索します。町会・自治会のホームページを作成し、活動内容やイベント案内、入会方法などを情報発信することで、若者・現役世代の方の目に触れやすくなります。

また、リアルタイムで情報を更新することができるため、雨天などで急に行事が中止になつたときなどに、周知を容易に行うことができます。



小竹町会



春日町町会

③ TwitterなどのSNS

TwitterやFacebookなどのSNSは、パソコンなどがなくてもスマートフォンなどで更新することができるため、比較的容易に町会・自治会の情報を発信することができます。また、②同様にリアルタイムで情報を更新することができます。



大泉町二丁目町会

会報やホームページなどで情報を発信する場合は、事前に町会・自治会内で更新作業をする人や更新する内容のルールを決めておきます。また、写真などの掲載については、事前に写っている方に同意を得ておく必要があります（本編43ページ参照）。

※会報やホームページなどを新たに作成する際には、区の情報発信支援事業（ホームページ作成など）や、東京都の「地域の課題解決プロボノプロジェクト」が活用できます（別冊6・8ページ参照）。

